

始良中央地区合併協議会

第11回会議



いきいき国分交流センター(国分市)



こくぶ産業フェア(国分市) 11月22・23日開催

平成15年10月23日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第11回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年10月23日(木)午後1時30分から
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第15号 住民アンケート調査結果について…………… 3P
- (2) 報告第13号-4 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について…………… 4P

(協議事項)

- (3) 協議第7号-3 新市の事務所の位置について(協定項目4)…………… 7P

(前回提案された事項)

- (4) 協議第15号 特別職の身分の取扱いについて(協定項目12) 第10回資料
 - (5) 協議第16号 電算システム事業の取扱いについて(協定項目25-3) 第10回資料
5. 次回の協議事項について

(提案説明)

- (1) 協議第17号 広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25-4)…………… 11P
 - (2) 協議第18号 情報公開制度の取扱いについて(協定項目25-23)…………… 17P
6. その他(次回の会議日程等の連絡)

7. 閉 会

<配付資料>

- ・第11回会議資料
- ・住民アンケート調査結果「集計結果及び分析」……別冊
- ・第5回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議資料(参考資料)

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）

第11回協議会

期 日	内 容	備 考
10月9日（木）	第10回協議会 13:30 多目的ホール 第5回議会議員の定数及び任期検討小委員会 4:40 多目的ホール 第5回新市事務所位置検討小委員会 5:15 公民館中会議室 都市計画分科会 9:30 隼人町 水道分科会 13:30 隼人町	総務班 調整班 計画班 調整班
10月10日（金）	税務分科会 14:00 溝辺町 人事分科会 14:00 国分市 合併協議会だより第5号発行 総務専門部会 13:30 国分市	調整班
10月14日（火）	第11回幹事会 13:30 多目的ホール 下水道分科会 14:00 国分市 国保分科会 14:00 隼人町 コミュニティバス合同部会 15:00 国分市	総務班 調整班 調整班
10月15日（水）	農業分科会 14:00 溝辺町 地域情報分科会 13:30 霧島町 学校給食分科会 14:00 隼人町 企画分科会 13:30 福祉専門部会 13:30 隼人町	調整班
10月16日（木）	介護保険分科会 14:00 横川町 教育総務分科会 14:00 溝辺町 高齢者福祉分科会 13:30 霧島町 消防防災分科会 13:30 牧園町 電算分科会 14:00 国分市	調整班
10月17日（金）	税務分科会 13:30 溝辺町 健康分科会 16:00 国分市 社会福祉分科会 13:30 隼人町	調整班
10月20日（月）	児童福祉分科会 13:30 隼人町 住民部会（税関係） 13:30 隼人町 議会分科会 13:30 福山町	調整班
10月21日（火）	学校教育分科会 13:30 隼人町 林業分科会 13:30 養護分科会 13:30 国分市 第13回まちづくりワーキング会議（財政） 13:30 国分市 第4回まちづくりプロジェクト会議・第14回まちづくりワーキング会議（企画） 合同会議 13:30 国分市	調整班 計画班
10月22日（水）	出納分科会 14:00 国分市 学校給食分科会 14:00 隼人町 耕地分科会 14:00 横川町 健康分科会 16:00 国分市 環境保全分科会 13:30 霧島町	調整班
10月23日（木）	第11回協議会 13:30 多目的ホール 第6回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール 養護施設分科会 14:00 横川町	総務班 調整班

<今後の予定>

期 日	内 容	備 考
10月24日（金）	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町 税務分科会 13:30 溝辺町 商工分科会 13:30 国分市 人事分科会 13:30 国分市 住基・戸籍分科会 14:00	調整班
10月27日（月）	健康分科会 16:00 国分市 シルバー人材分科会 14:00 隼人町	調整班
10月28日（火）	農業分科会 13:30 企画分科会 13:30 社会福祉分科会 13:30 隼人町 社会教育分科会 13:30 溝辺町 幼稚園分科会 13:30 牧園町	調整班
10月29日（水）	介護保険分科会 14:00 横川町 学校給食分科会 14:00 隼人町	調整班
10月30日（木）	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町	調整班
10月31日（金）	健康分科会 16:00 国分市	調整班
11月4日（火）	社会福祉分科会 13:30 隼人町	調整班
11月5日（水）	養護施設分科会 14:00 春光園 国保分科会 14:00 国分市 環境分科会 13:30 霧島町 耕地分科会 14:00	調整班
11月6日（木）	第12回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
11月7日（金）	商工分科会 13:30 国分市	調整班
11月10日（月）	養護施設分科会 14:00 舞鶴園	調整班
11月11日（火）	農業分科会 14:00 社会福祉分科会 13:30 隼人町 議会分科会 13:30 福山町	調整班
11月12日（水）	介護保険分科会 14:00 横川町 国保分科会 14:00 隼人町 総務専門部会 13:00 隼人町	総務班 調整班
11月13日（木）	第12回協議会 13:30 多目的ホール 第7回議会議員定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール	総務班 調整班

住民アンケート結果について

始良中央地区1市6町の新市将来構想に関する住民アンケート調査の集計結果及び分析を下記のとおりまとめたので報告する。

平成15年10月23日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明 人

記

別冊、始良中央地区1市6町の新市将来構想に関する住民アンケート調査結果「集計結果及び分析」のとおり

新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市事務所位置検討小委員会の第5回会議を10月9日に開催したので、新市事務所位置検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成15年10月23日提出

始良中央地区合併協議会
新市事務所位置検討小委員会
委員長 八木 幸夫

記

別紙、第5回新市事務所位置検討小委員会協議報告書のとおり

第5回新市事務所位置検討小委員会協議報告書

開催日時：平成15年10月9日（木）午後5時15分～午後5時45分

開催場所：国分シビックセンター複合施設棟3階中会議室

出席委員：鶴丸委員、常盤委員、松枝委員、有村委員、木場委員、今島委員、
福島委員、黒木委員、原委員、木原委員、迫田委員、吉村委員、
川畑委員、榎木委員、津田和委員、石田委員、小原委員、川畑委員、
松永委員、以上19名出席

欠席委員；八木委員、倉田委員、川島委員、以上3名欠席

第10回協議会において、協議第7号—2新市の事務所の位置について（協定項目4）の（2）事務所の方式の文章で「将来的には、本庁方式へ移行していくことを、新市において検討する。」について採決の結果、原案通りと一部修正すべきとの意見に分かれたので、協議会終了後に第5回新市事務所位置検討小委員会を開催し、文章表現についての審議を行いました。

1 事務所の設置方式に関すること

【修正前】

（2）事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、本庁方式へ移行していくことを、新市において検討する。

【修正後】

（2）事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。

上記のとおり、全会一致で意見の集約が図られました。

以上、報告いたします。

平成 15 年 10 月 23 日

始良中央地区合併協議会
事務所位置検討小委員会
委員長 八 木 幸 夫

新市の事務所の位置について（協定項目4）

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

- (1) 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目 45 番 1 号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。
- (2) 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。
- (3) 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。

【修正前】

- (2) 事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、本庁方式へ移行していくことを、新市において検討する。

【修正後】

- (2) 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。

平成 15 年 10 月 23 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会協議事項調整内容

協 定 項 目	4 新市の事務所の位置について	関 係 項 目	
調 整 の 内 容	(1) 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。 (2) 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。 (3) 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。		

事務所の現況及び設置方式

始良中央地区1市6町の事務所の現況

市町名	国分市	溝 辺 町	横 川 町	牧 園 町	霧 島 町	隼 人 町	福 山 町	
現在の事務所 の位置	国分市中央三丁目45番1号	溝辺町有川341番地	横川町中ノ263番地	牧園町宿窪田2647番地	霧島町田口8番地4号	隼人町内山田一丁目11番11号	(本庁) 福山町福山2466番地	(支所) 福山町福山5290番地61
敷地面積	33,686.00㎡	10,470.74㎡	5,947.00㎡	13,641.00㎡	5,103.00㎡	5,215.75㎡	2,268.00㎡	14,784.86㎡
延床面積	22,674.00㎡	4,451.71㎡	1,808.19㎡	3,577.55㎡	2,811.00㎡	4,702.36㎡	1,527.00㎡	992.00㎡

事務所の設置方式

(1) 本庁方式		(2) 分庁方式	(3) 総合支所方式
<ul style="list-style-type: none"> 現在ある市町の庁舎の組織、機構をすべて1箇所に集約する方式 残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所または出張所とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 現在の市町の庁舎を「分庁舎」として行政機能を各部門に振り分ける方式 	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門や事務局部門を除き、現在の市町庁舎の行政機能をそのまま残す。 総合支所の職員数は現在と同程度となる。
① 集中方式	② 分散方式	(例)	
<p>本庁 すべての業務</p> <p>A支所 B支所 直接住民に関わりのある業務のみ</p>	<p>※本庁方式をとるが、スペースの関係上、一部の部門を支所に配置する方式</p> <p>本庁 支所に置かざるを得なかった業務以外のすべての業務</p> <p>(例) A支所 B支所 福祉事務所 教育委員会</p>	<p>本庁 (A支庁) B支庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画財政課 住民課 農林水産課 水道課 商工観光課 <p>C支庁 福祉課・保健衛生課など</p>	
		<p>本庁 (総合支所)</p> <p>管理部門や事務局部門と管理職を集結したすべての機能を有する。</p> <p>A総合支所 B総合支所 管理部門や事務局部門を除く従前の機能を有する。</p>	

始良中央地区合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	4	新市の事務所の位置
調整の内容	(1) 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目 45 番 1 号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。 (2) 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。 (3) 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。	

調 整 の 内 容

始良中央地区 1 市 6 町の主要官公署及び交通機関等

市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
主 要 官公署	国	・自衛隊国分駐屯地 ①鹿児島地方務 局国分局 ②国分公共職業安定 所	・福岡検疫所鹿児島 空港出張所 ・門司植物防疫所鹿児 島支所溝辺出張所 ・鹿児島航空基地 ・鹿児島森林管理署 溝辺森林事務所 ・大阪航空局鹿児島 事務所		・鹿児島森林管理署 牧園森林事務所	・鹿児島森林管理署 霧島森林事務所	⑬九州農政局鹿児島 統計調査事務所 ・農林水産省動物検 疫所
	県	・畜産試験場 ・埋蔵文化財センター ・上野原縄文の森 ③鹿児島人材育成センター ・上野原ビジネスプラザ			⑩霧島国際音楽ホール ・霧島自然ふれあい センター ・霧島屋久国立公 園管理員事務所	⑭隼人保健所 ⑮鹿児島県工業技 術センター	
	そ の 他	④国分警察署 （駐在所、交番 2 か所） ⑤国分地区消防組 合 ・国分郵便局（外 15 か所）	・鹿児島県警察航 空隊 ・駐在所、派出所 （3 か所） ⑥始良郡西部消防 組合溝辺分遣所 ・溝辺郵便局（外3か所）	⑧横川警察署 ⑨大口市外四町消 防組合横川分遣所 ・横川郵便局（外 2 か所）	・駐在所、交番（3 か所） ⑪国分地区消防組 合北消防所 ・牧園郵便局（外 4 か所）	・駐在所（2 か所） ⑫国分地区消防組 合霧島分遣所 ・霧島郵便局（外 1 か所）	・交番（3 か所） ⑯国分地区消防組 合隼人分遣所 ・隼人郵便局（外 8 か所） ⑰隼人町立医師会 医療センター
交通機関	・JR国分駅 ・国分インターチェンジ	⑦鹿児島空港 ・溝辺鹿児島空港 インターチェンジ	・JR大隅横川駅 ・JR植村駅 ・横川インターチェンジ	・JR霧島温泉駅	・JR霧島神宮駅 ・JR北永野田駅	・JR隼人駅 ・JR日当山駅 ・JR表木山駅 ・JR中福良駅 ・JR嘉例川駅 ・隼人西インターチェンジ ・隼人東インターチェンジ	

始良中央地区合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	4	新市の事務所の位置
調整の内容	<p>(1) 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目 45 番 1 号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。</p> <p>(2) 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。</p> <p>(3) 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。</p>	

小委員会協議状況

委員会名	開催年月日	項 目	内 容
第 1 回小委員会	H15.8.12	<p>(1) 委員長・副委員長選任 (2) 小委員会の役割について</p> <p>(3) 新市事務所位置候補地の選定について</p> <p>(4) 新市事務所位置設置方式について</p> <p>(5) 庁舎建設の是非について (6) 小委員会の審議日程について</p> <p>(7) 新市事務所位置検討小委員会スケジュールについて</p> <p>(8) 他の協議会の事例研究について (9) 協議会への報告について</p>	<p>委員長に八木委員(広域卒学識経験者)、副委員長に今島(溝辺町学識経験者)を選任。</p> <p>小委員会の調査事項及び始良中央地区 1 市 6 町の庁舎の現状を確認し、候補地選定の方法及び本庁・支所のあり方等について意見交換。住民サービス、合併効果等を考慮しながら方向性を見出していくことを確認。</p> <p>小委員会の決定事項については、小委員会規程第 7 条の規定により、協議会へ委員長から報告を行うことで確認した。</p>
第 2 回小委員会	H15.8.28	<p>(1) 新市事務所位置設置方式について</p> <p>(2) 庁舎建設の是非について</p>	<p>先進地事例として、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の各事例の現況や課題を調査し、1市6町の現在の行政機構や部門別職員の状況について事務局資料を基に研究と意見交換を行った。</p> <p>現在における、各市町の本庁舎の状況、既存の庁舎における収容可能職員数と庁舎建設の場合の財政措置等について研究と意見交換を行った。また、新庁舎建設等を行なう場合の課題についても意見交換し、次回の会で新市の事務所の位置を踏まえて総合的に検討していくことを確認した。</p>
第 3 回小委員会	H15.9.4	<p>(1) 新市の事務所（本庁）の位置について</p>	<p>新市の事務所（本庁）の位置候補地選定にあたっては、住民の利便性、設置方式、新庁舎建設等を総合的に勘案しながら検討していくことを確認した。</p> <p>1 市 6 町の道路網状況及び庁舎間の距離・時間、人口重心、官公署等について図面により確認し、通勤・通学等の生活圏の状況においても確認した。</p>
第 4 回小委員会	H15.9.10	<p>(1) 新市の事務所（本庁）の位置について</p> <p>(2) 新市の事務所の方式について</p> <p>(3) 庁舎建設の是非について</p> <p>(4) まとめ（協議会への報告内容等）</p>	<p>前回までの確認事項を踏まえ、新市の事務所（本庁）の位置、新市の事務所の方式、庁舎建設の是非について意見交換を行い、まとめを行った。</p> <p>1 新市の事務所（本庁）の位置候補地の選定に関すること</p> <p>新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目 45 番 1 号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。</p> <p>〔理由〕</p> <p>①人口重心、通勤・通学等の日常生活圏、交通事情、官公署との関係等について住民の利便性を考慮する必要がある。</p> <p>②総合支所方式とした場合、管理部門と事務局部門を集結した本庁の収容能力を備えた既存の庁舎である必要がある。</p> <p>以上のことから、総合的に勘案して国分市が最適である。</p> <p>2 事務所の設置方式に関すること</p> <p>住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、将来的には、本庁方式へ移行していくことを、新市において検討する。</p> <p>〔理由〕</p> <p>①住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき違和感がない。</p> <p>②新庁舎を建設せずに既存の庁舎の増改築程度で済む。</p> <p>③将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある。</p> <p>3 庁舎建設の是非に関すること</p> <p>庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。</p> <p>〔理由〕</p> <p>①新庁舎建設には莫大な費用が掛かるため、財政状況等を考慮し、直ちに新庁舎を建設しないこととする。</p> <p>②合併までの新庁舎建設は、期間的に事実上不可能である。</p> <p>③将来的に新庁舎建設をする表現を記載した場合、新市まちづくり計画に反映されることになるので、その点を考慮した表現とした。</p>
第 5 回小委員会	H15.10.9	<p>(2) 新市の事務所の方式について</p>	<p>第 10 回協議会において事務所の方式の文章について採択の結果、原案通りと一部修正すべきとの意見にわかれたので、小委員会を開催し、文章表現についての審議を行った。</p> <p>住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。</p>

広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25-4)

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 広報紙については、毎月発行とする。
お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整する。
- 2 広聴関係については、新市において調整する。
- 3 ホームページについては、新市において新たに開設する。
- 4 その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする。

平成15年11月13日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関係項目	25-4 広報広聴関係事業
調整の内容	1. 広報紙については、毎月発行とする。 お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は、合併までに調整する。		

各市町の現況（広報紙）					
事務事業名	区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
1. 広報紙	広報紙の名称	「市報 こくぶ」	「広報 みぞべ」	横川町広報「ピュア」	「広報 まきぞの」
	発行形態・部数	毎月5日前後 お知らせ版は20日前後 18,300部 単価 上旬号 頁/2.13円 お知らせ版 頁/2.30円	年4回以上発行 「旬報みぞべ」は月2回発行 3,300部 単価 広報 頁/5.8円 旬報 頁/3.1円	毎月 第3水曜日(月1回発行) 2,900部 単価 部/110円(ページ数等により変動あり)	毎月 第2火曜日(月1回発行) 牧園町政週報「お知らせ版」は月2回発行 3,700部 単価 頁/3.1円
	規格(サイズ、色、頁数)	A4判4色フルカラー、 お知らせ版は表紙と裏表紙が4色フルカラーほかは2色刷 上旬号20ページ お知らせ版8ページ (但し月によって増減あり)	A4判 フルカラー(旬報白黒) 広報-12ページ(増減有り) 旬報-6ページ(増減有り)	A4判 表紙、裏表紙カラー、あとは2色刷 12ページ(増減有り)	A4判 4色オールカラー 年間170ページ
	編集・発行方法	年度当初に入札を実施し、上旬号、お知らせ版それぞれ印刷業者を決定する。	年度当初に、入札(見積)を実施し印刷業者を決定する。職員で構成する広報委員会がある。各課から、記事や原稿等を提出してもらい企画振興課で編集、校正・割付を行う。	年度当初に、見積入札を実施し業者を決定。各課から情報を集め、担当職員が記事や内容、ボリュームを検討し作成。校正は担当職員と他3名で行っている。	年度当初に、入札を実施し業者を決定。職員で構成する広報委員会で、記事や内容等を検討。また、各課へ原稿提出依頼。
	配布方法	年間計画の文書発送日(公民会長への発送)に広報誌の発行日を合わせ、業者へ発送を委託する。公民会長へ届いた文書を公民会加入世帯へ配布をお願いしている。ただし、公民会へ加入していない世帯については大型スーパー等へ設置を行い、対応している。	毎月1日、15日に各集落毎に封筒に入れ、自治公民館毎にまとめて縛り、公民館長宅に担当職員が配布する。公民館長は各戸へ配布。公民館未加入者へは郵送。	毎月第3水曜日に、各自治公民館長を通じ各戸配布。公民館未加入者は、希望者のみ郵送。	毎月第2火曜日に、各自治公民館長を通じ各戸配布。(お知らせ版は第1,3火曜日)
関係機関への配布 その他特記事項	PDFファイルでの納品。 (ホームページ掲載用) 市外の希望者等へは、年間1,000円の実費で郵送。	町外の希望者へは無料配布。	町外の希望者へは無料配布。	関係機関、報道機関へ無料送付 町外の希望者等へは、年間1,000円の実費で郵送。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関係項目	25-4 広報広聴関係事業
調整の内容	1. 広報紙については、毎月発行とする。 お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は、合併までに調整する。		

各市町の現況（広報紙）					
事務事業名	区 分	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
1. 広報紙	広報紙の名称	「広報 きりしま」	「広報 はやと」	「町報 ふくやま」	1. 広報紙については、毎月発行とする。 お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整する。
	発行形態・部数	毎月 第2木曜日(月1回発行) 2, 850部 単価 頁/2.73円	毎月15日発行 お知らせ版は毎月1日発行 14, 700部 単価 頁/1.56円(同単価)	隔月 25日前後 3, 000部 単価 部/41円	
	規格(サイズ、色、頁数)	A4判 表紙と裏表紙はカラー 18ページ(増減有り)	A4判 4色オールカラー(お知らせ版は2色刷) 20ページ(お知らせ版4ページ)	A4判 表紙、裏表紙カラー、あとは2色刷 14ページ(増減有り)	
	編集・発行方法	原稿は、各課編集委員がデータを広報係へ渡す。(写真、画像データも)割付等は広報係から案を出し、業者がデザイン等を考える。	記事や内容、ボリュームを検討し、各課から原稿を提出してもらい校正・割付を行う。	広報係(兼務)が記事や内容、ボリュームを検討し、各課から原稿を提出してもらい、最終的には係が校正、割付をし、決裁後印刷。	
	配布方法	毎月第2木曜日に、自治公民館長を通じ各戸配布。 公民館未加入者も無料で郵送。	毎月15日に各公民会ごとに袋詰し、配布は職員と運送会社に依頼。(お知らせ版は毎月1日) 公民会未加入者は、各公民会に取りにきてもらうか町内の大型店舗におくことで対応。	隔月25日前後の公民館発送日に、自治公民館長を通じ各戸配布。 公民館未加入者は、支所窓口におき対応。	
関係機関への配布 その他特記事項	PDF形式での納品有り(HP用) 関係機関、町外希望者へは無料配布。	町外の希望者へは、年間1,920円の実費で郵送。	町外の希望者へは無料配布。		

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	2 5 各種事務事業の取扱い	関係項目	2 5 - 4 広報広聴関係事業
協議の内容	2. 広聴関係については、新市において調整する。 3. ホームページについては、新市において新たに開設する。 4. その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする。		

各市町の現況					
事務事業名	区分	国分市	溝辺町 横川町 牧園町		
2. 広聴に関すること		【市政モニター業務内容】 市政一般に対する提言、市政と関連する地域問題の実情の把握、市政に対する相談照会、市の照会に対する回答、市政の推進に関して必要と認められる事項 【事務手続き等】 モニターからの通信（書簡）を秘書広報課で受け付ける。⇒4役へ回覧⇒写しを主務課へ送付し、主務課で回答書案を起案⇒秘書広報課へ合議のうえ、掲示の判断⇒4役決裁後モニターへ回答(原本は秘書広報課) ・市・町政懇談会 「市長とごっくばらんに語ろうかい」 【目的】 市からの情報提供や行政説明を行うとともに、市民の方々の市政に対する提言や意見などを気軽に語っていただき市の施策の一助とする。(25地区公民館単位で実施する)	溝辺町においては、行政手続に係る公聴のみ。 以前は「ご意見箱」を設置し、広聴」の機会を設けていたが現在は機能していない。 ・市・町政懇談会 【名称】 町三役、教育長及び課長と自治公民館長との語る会 【目的】 町政についての説明や当面する課題、町づくりに対する提言や要望を聞くため、23自治公民館長と三役、教育長、課長が一堂に会し、意見交換を行う。 事業、課題等の内容についてまとめた各課の資料を当日配布。	・市・町政懇談会 定期的な開催は、なし。 必要に応じて随時開催。	・市・町政懇談会 【目的】 町民が主役の開かれた町政の実現に向けて、町民の生の声を聴くために、平成8年度から実施している。実施の方法として、6小学校区毎に町長を始め課長等が出向き、町政についての説明、意見交換等を行った。 【現状】 平成12年7月に全世帯を対象に封書による「町長へのメッセージ事業」を実施した。現在は、発展的な方策としてホームページから送信可能なメッセージと、町内主要施設に設置した「町長へのメッセージボックス」により、懇談会に代わるものとして実施している。
3. ホームページ	管理運営	国庫補助による「地域活性化支援システム」の実証実験を引き継ぐ形で「頭脳センター」に管理運営を委託してきたものであり、現在まで毎年委託契約を締結している。なお、WWWサーバー、DNSサーバー等は頭脳センター内に設置しており、それらの管理も委託している。更新は情報政策課職員もしくは担当職員が随時行っている。	南日本情報処理センター設置のEBサーバをレンタルしホームページを配信。職員が直接ページを作りUPしている。サーバ利用料は、プロバイダ料金に含まれている。更新は、不定期で担当職員が実施。リニューアルを含む大きな変更は委託。	職員が直接ページを作りUPしている部分と、業務委託により作成している部分がある。更新は担当職員が毎月必要に応じて随時行っている。業者委託分は、リニューアルを含む大きな変更も可。簡単なCGIも業者依頼している。	I-city MyWeb等の障害時サポート（ソフト）及びサーバ周辺機器等の定期保守・障害対応（ハード） Webサーバにシステム会社が作成したホームページを職員が更新し情報を提供している。
	予算	管理運営委託料 2,993,550円/年		ホームページ作成委託料 339,988円/年	ソフト保守料 3,696千円/年 ハードウェア保守料 5,082千円/年
	その他	開設 平成12年2月	開設 平成9年10月 プロバイダー minc	開設 平成13年 プロバイダー minc	開設 平成11年12月 プロバイダー j-bee.Co
4. その他広報に関すること		【広報用ラジオ番組】 ・名称 国分市政だより ・時間 毎週土曜日朝9時から5分間 【広報用テレビ番組】 ・名称 国分市PRスポット ・契約 南日本放送（MBC）他	【防災行政無線による広報】 町内各戸へ受信機を設置し、朝夕2回町民に關係することを放送している。営利目的については放送しないことを原則とし、各課から放送原稿を提出している。	【防災行政無線による広報】 町内各戸へ受信機を設置し、朝夕2回町民に關係することを放送している。営利目的については放送しないことを原則とし、各課から放送原稿を提出している。	自治公民館（一部）において有線放送・屋外放送機器を利用し、地域住民へ情報を流している。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	2 5 各種事務事業の取扱い	関係項目	2 5 - 4 広報広聴関係事業
協議の内容	2. 広聴関係については、新市において調整する。 3. ホームページについては、新市において新たに開設する。 4. その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする。		

		各市町の現況			
事務事業名	区分	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
2. 広聴に関すること		・市・町政懇談会 【目的】 町政についての説明や明日のまちづくりに対する町民の提言や要望を聞くため、地区ごとに対話集会を開催。 【事業概要】 まちづくりふれあい対話 毎年町内11地区で開催	「平成目安箱」 【概要】 行政、議会等への意見・要望を広く町民から聞き取り政策資源とするために、役場町民課並びに教育委員会に目安箱（意見・提言箱）を設置、併せて本町ホームページからもEメールで専用アドレスに投書可能。（匿名可） ・市・町政懇談会 【実施概要】 市町村合併並びに町政についての説明をはじめ町民の提言や要望を聞くための「町政座談会」を実施。	・市・町政懇談会 【目的】 町政についての説明やまちづくりに対する町民の提言や要望を聞くため、各地区ごとに開催。 資料については、当日配布。	2. 広聴関係については、新市において調整する。
3. ホームページ	管理運営	・WEBサーバは庁内に設置。 ・更新作業は企画係で行っているが、各職員の端末からテンプレートを使ってページを作成する仕組みを操作教育中。	・掲載基準はないが、内容は各課で協議している。作成は当初から職員により行っているが、広報紙掲載の個人情報（電話番号、住所等）は削除している。	・広報紙のページは、職員が2ヶ月ごとに更新。 ・全体的なりニューアルを含む大きな変更は行っていない。	3. ホームページについては、新市において新たに開設する。
	予算		プロバイダー接続料 通信速度 2 M 5,800円/月	プロバイダー接続料 26,250円/年	
	その他	開設 平成13年11月 プロバイダー S y n a p s	開設 平成12年5月 プロバイダー m c t	開設 平成13年3月 プロバイダー m i n c	
4. その他広報に関すること		該当なし	【テレビ公告】 平成14年度まで実施。 K T S と契約し、町のイベントや観光案内を放映。年間30秒CMを50回、90秒CMを6回年間契約料（14年度決算額）2,415千円	【防災行政無線による広報】 基本的に各戸に1台ずつ戸別受信機を貸与し、一般行政情報、自治公民館長からの地区放送、その他外郭団体等の依頼で町長が必要と認めたものを広報している。 【紙による広報】 各課ごとに必要に応じ。随時チラシを作成し、自治公民館長を通じ配布。	4. その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする。

先進事例

・八代地域市町村合併協議会（熊本県）

1. 広報誌関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 広報誌は、月 **2** 回発行し、発行日は **1** 日及び **15** 日とする。
 - (2) 配布方法は、現行のとおり自治会等を通じて行うものとする。
 - (3) 市外への配布については、新市を広くアピールする観点から積極的に情報提供に努める。
2. 広聴に関すること
市長への手紙・メールの受付は継続するものとする。座談会等については、新市において調整し、住民の意見を聴取しながら市政に反映できるように努める。
3. その他広報に関することについては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) ホームページについては、新市において新たに開設する。
 - (2) マスコミによる情報発信については、新市においても積極的に活用して行政情報を提供することとする。
 - (3) その他の広報業務については、新市においても引き続き、自治会等や防災行政無線を活用し、行政情報の提供に努めることとする。

・桑名市・多度町・長島町合併協議会（三重県）

1. 広報紙は現行の桑名市の例により調整する。よって発行日は毎月1日と15日とする。なお、配布方法は新市においても、当分の間は現行どおりとし、必要に応じて調整する。
2. ホームページについては、充実を図るため、新市において調整する。
3. 新市移行後の市民への情報提供の手段として、現行のケーブルテレビを活用する。
4. 公聴関係は、現在実施している事業を継続するよう調整する。

・指宿地区4町合併協議会（鹿児島県）

- 1 広報紙については、月1回発行する。また、市外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新市において調整する。
- 2 広聴関係については、新市において調整する。

情報公開制度の取扱いについて(協定項目25-23)

情報公開制度の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。

新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。

- 2 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定する。

平成15年11月13日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関係項目	25-23 情報公開制度
調整の内容	<p>1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。</p> <p>2 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定する。</p>		

情報公開及び個人情報保護に関する例規の制定状況							
自治体名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
情報公開条例	○	○	○	○	○	○	○
施行日	(H13.4)	(H15.4)	(H15.4)	(H14.4)	(H14.4)	(H14.4.1)	(H.14.3)
情報公開条例施行規則	○	○	○	○	○	○	○
施行日	(H13.4)	(H15.4)	(H15.4)	(H14.4)	(H15.4)	(H14.4.1)	(H15.4.1)
情報公開審査会規則	×	×	×	×	×	情報公開・個人情報保護審査会条例 (H15.10予定)	×
施行日							統一的審査会
個人情報保護条例	×	×	×	○	○	○	×
施行日				(H14.4)	(H15.10予定)	(H15.10予定)	
電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例	○	×	○	×	×	○	○ 規則
施行日	(H9.4)		(H9.4)			(H8.3.29)	(H.14.6)
電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則	○	×	○	×	×	○	×
施行日	(H9.4)		(H9.4)			(H8.3.29)	
電子計算組織の運営及び管理に関する規程	○ 規則	○	×	○ 規則	×	電子計算組織の管理運営に関する規則 (H8.3.29)	○ 規則
施行日	(S60.3)	(S63.10)		(H14.4)			(H.元.10)
電算組織管理運営委員会要綱	○	○	×	×	×	×	×
施行日	(S60.3)	(S63.6)					

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関係項目	25-23 情報公開制度
調整の内容	<p>1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。</p> <p>2 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定する。</p>		

情報公開条例と施行規則等の整備状況								
団体・条例名		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
項目		国分市情報公開条例	溝辺町情報公開条例	横川町情報公開条例	牧園町情報公開条例	霧島町情報公開条例	隼人町情報公開条例	福山町情報公開条例
目的規定の明記	知る権利	×	×	○	×	×	○	○
	説明責任	○	○	○	○	○	○	○
実施機関に議会が含まれているか		○	○	○	○	○	○	○
請求権者は限定か		限定なし（何人も）	町内住民 町内事業所等勤務者等	何人も	町内住民 町内事業所等勤務者等	何人も	町内住民 町内事業所等勤務者等	町内住民 町内事業者勤務者等
開示は、「原則開示義務か」		○	○	○	○	○	○	○
対象となる公文書		実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し取得し、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し、又は取得し、実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し取得し実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し取得し実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し取得し決裁等が終了し、実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し、取得し、実施機関が保有しているもの
開示請求の手数料		写しの交付等は実費価格（規則） コピー1枚 10円	無料（写しは実費負担）	写しの交付（1枚）白黒10円、カラー50円 プリントの交付 実費 閲覧及び視聴 無料	定額（条例）	実費相当額（要綱）	実費価格（規則）	無料（写しは実費負担）
救済機関	審査会	国分市情報公開審査会	溝辺町情報公開審査会（町村会）	横川町情報公開審査会（町村会）	牧園町情報公開審査会（町村会）	霧島町情報公開不服審査会（町村会）	隼人町情報公開審査会	福山町情報公開審査会（町村会）
	構成員	5人以内（3人）	5名	5名	5名	5名	5名	5名
公文書の開示決定の期限		受付日から起算して15日以内	受付日から14日	受付日から14日	請求があった日から14日	受付日から15日	受付日から15日	受付日から15日
制度施行日		H13.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H14.4.1	H.15.4.1
適用公文書		制限なし	H13.4.1	H15.4.1	H14.4.1	H14.4.1	H14.4.1	H.15.4.1
自己情報の本人開示とその修正		本人情報開示規定あり（条例）	なし	なし	なし	なし	なし	なし
文書取扱規程	例規名	国分市行政文書管理規程	溝辺町文書処理規程	横川町文書事務取扱規程	牧園町文書処理規定	霧島町文書処理規定	隼人町文書取扱規定	福山町文書管理規程
	文書管理	ファイル方式	ファイル方式	簿冊方式	簿冊方式	ファイル方式	ファイル方式	ファイル方式

先進事例

・八代地域市町村合併協議会（熊本県）

1. 市政に関する市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにすることが重要である。新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を推進するとともに、開かれた市政の推進に資するものとする。
 - (1) 実施機関の管理する公文書の開示請求については、請求権者の限定を行わないものとする。
 - (2) 開示請求の対象となる公文書については、合併前の市町村が定めた条例による適用範囲とするものとするが、適用日前の情報公開については、努力条項を設けるものとする。
2. 個人情報保護の取扱いについては、個人情報に関する実施機関、事業者及び市民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるものとする。

・宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

(1) 情報公開について

市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、行政の説明責務を果たすとともに市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、1市3町の条例を調整統一し、情報公開条例を合併時に制定します。

(2) 個人情報保護について

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津市の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（愛媛県）

情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。

個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。

市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。